

令和7年12月19日(金曜日) 午前10時07分 開 議

●議事日程第1号 12月19日(金曜日)

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 議員の辞職許可報告
- 第4 新議員の紹介及び議席の指定
- 第5 行政報告及び提出議案説明
- 第6 議案第9号 令和7年度飯塚地区消防組合補正予算(第1号)
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第7 議案第10号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第8 議案第11号 飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償
及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第9 議案第12号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第10 認定第1号 令和6年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定
(提案理由の説明、決算審査報告、質疑、討論、採決)
- 第11 一般質問
- 第12 署名議員の指名
- 第13 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時07分 開会

◎議長（江口 徹）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

◎議長（江口 徹）

それでは、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、12月19日、1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月19日、1日と決定いたしました。

△議員の辞職許可報告

◎議長（江口 徹）

議員の辞職許可について報告いたします。

飯塚市から選出されておりました、永末雄大議員から、12月3日に、議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第126条の規定によりこれを許可いたしましたのでこれを報告いたします。

△新議員の紹介及び議席の指定

◎議長（江口 徹）

本組合議員になられました、飯塚市選出の藤間隆太議員をご紹介いたしますとともに、藤間隆太議員の議席を11番に指定いたします。

△行政報告及び提出議案

◎議長（江口 徹）

行政報告及び提出議案に入ります。

組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。

武井組合長

○組合長（武井 政一）

本日、令和7年第3回消防組合議会定例会を招集するに当たり、本年3月定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における令和7年10月末までの火災、救急の発生状況について報告いたします。

火災件数は、51件で、このうち建物火災22件、死傷者については、死者0人、負傷者8人で、これを前年の同じ時期と比較しますと、火災件数8件の減、このうち建物火災8件の減、死者は2人の減、負傷者は3人の増となっております。

次に、救急出動件数は、8,909件、救急搬送人員は、7,752人で、これを前年の同

じ時期と比較しますと、救急出動件数35件の増、救急搬送人員194人の増となっており、今年も1万件を超えるペースで救急出動件数が推移しております。

なお、国の実証事業により、10月1日から救急業務を円滑化するため、マイナンバーカードを活用した救急業務を開始しております。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、消防大学の教育訓練に2名、福岡県消防学校の初任教育に5名、及び同校の各種専科教育課程に8名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に18名を入所させました。

次に、救急救命士の養成につきましては、救急救命士養成課程を修了した2名が、3月に実施された国家試験に合格し、そのうち1名に対し2か月間の就業前研修を実施しました。

また、教育研修計画に基づき再教育として、48時間の病院内研修を14名に実施したほか、東京研修所及び九州研修所で実施される養成課程に各1名を入校させております。

次に、11月8日から11月9日まで、大分県大分市をメイン会場として実施された、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に、指揮隊、救助隊及び後方支援隊等、車両5台、隊員17名が参加しました。

次に、防火・防災意識の高揚につきましては、9月23日に、ゆめタウン飯塚において消防フェスタを開催し、放水体験、煙体験及びレスキュー体験などを通して、防火意識の普及啓発の向上を図ったほか、幼年消防クラブの健全な育成とクラブ相互間の親睦を深めるため、10月22日に、飯塚市総合体育館において、管内34の保育園・幼稚園児786名の参加による「第21回幼年消防ふれあい祭り」を実施いたしました。

次に、住宅等の火災防止につきましては、住宅用火災警報器の普及啓発を行うため、一般住民を対象にアンケート調査を実施し、事業所等につきましては、火災発生時の人的被害を軽減するため、査察計画に基づき、管内の防火対象物の立ち入り査察を718件実施し、消防用設備等の維持管理の指導を行いました。

また、11月10日に、重点防火指導対象地域に指定している飯塚市の本町商店街の特別査察を実施し、防火指導と防火チラシの配布を行い、商店街関係者に対する火災予防広報を実施いたしました。

以上が、本年3月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ5件であります。

議案の内容は、上程されました都度、担当者から説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申し上げます、行政報告及び提出議案の説明を終わります。

△議案第9号「令和7年度飯塚地区消防組合補正予算(第1号)」

◎議長(江口 徹)

それでは、議案第9号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

それでは、議案第9号「令和7年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

お手元の令和7年度飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ1億4千429万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、44億1千362万円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方債の補正を定め、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものといたしております。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正は、高規格救急自動車整備事業における車両1台の契約額が確定したことにより限度額を3千390万円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

2 歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、補正額、1億788万4千円の追加は、令和7年度組合費負担金が確定したことによるものでございます。これは、令和7年度地方交付税の消防費単位費用が、前年度と比較しまして、500円増の1万2千300円となり、そのうち常備消防費分が、479円増の1万881円となったことによるものでございます。

次に、2(目)施設整備事業構成市町負担金15万4千円の追加は、昨年度、実施いたしました消防ポンプ自動車1台の整備事業及び共同消防指令システム実施設計事業について、地方交付税算入率が確定いたしましたので、2(節)消防車両整備事業負担金7万9千円、3(節)共同消防指令システム整備事業負担金7万5千円をそれぞれ追加するものでございます。各市町の負担金の内訳につきましては、右説明欄に記載のとおりでございます。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、2(目)利子及び配当金、補正額、1千369万4千円の追加は、右説明欄記載のとおり、各基金の預金利子を計上いたすものでございます。

次に、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防庁舎及び職員公舎建設基金繰入金、補正額、531万8千円の減額は、片島分署石綿分析調査委託料が確定したことにより基金繰入分を減額いたすものでございます。

次に、2(目)消防施設整備基金繰入金、補正額265万4千円の減額は、高規格救急自動車

2台の購入費が確定したことにより、基金繰入分を減額いたすものでございます。

次のページにうつりまして、5(款)1(項)1(目)繰越金、補正額、2千475万8千円の追加は、前年度繰越金を計上するものでございます。

次に6(款)諸収入、2(項)1(目)雑入、補正額、847万3千円の追加は、本年4月から福岡県消防学校に本組合職員1名を派遣しておりますので、その人件費を福岡県から実費として負担していただくものでございます。

次に、7(款)1(項)組合債、1(目)消防債、補正額、270万の減額は、説明欄記載の高規格救急自動車の車両購入費が確定したことによるのでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

3歳出について、ご説明いたします。2(款)総務費、1(項)総務管理費、1(目)一般管理費の補正額は、1億961万4千円を追加するものでございます。右説明欄記載の財政調整基金積立金9千813万2千円は、組合負担金の追加により、その余剰分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、3(款)1(項)消防費、1(目)常備消防費の補正額は、4千436万5千円を追加するものでございます。各節の内訳は右説明欄記載のとおりでございますが、1(節)報酬40万円の追加、2(節)給料2千527万5千円の追加、3(節)職員手当等2千135万円の追加につきましては、主な要因として、令和7年人事院勧告を受け、職員給与、職員手当等の増によるものでございます。4(節)共済費678万5千円の減額は、共済費の率の減によるものでございます。

次に、10(節)需用費、66万4千円の追加は、職員採用計画を見直したことに伴い、令和8年度新規採用者数を2名追加することに伴い、消耗品費を増額するものでございます。令和8年度の新規採用者数につきましては、本年度、当初予算では、欠員補充の1名と予定しておりましたが、定年が延長されたことにより、現在、消防力として配置しております短時間再任用職員12名が、来年度9名になり、3名減少することが見込まれ、今後も段階的に減少することが見込まれることから、現場に配置する消防力の低下を防ぐため、採用計画における必要な職員数を220名から短時間再任用職員を含めて227名に改めたものでございます。それに伴い、令和8年度の新規採用者数を短時間再任用職員3名減の補充分として、新規採用者を2名追加するものでございます。今回の需用費の補正は、その新規採用者に必要な制服等を購入するため、追加するものでございます。

次に、17(節)備品購入費、12万9千円の減額は、消防用器具費を入札効果により減額するものでございます。

次に、18節、負担金補助及び交付金、389万9千円の追加は、給与改定に伴い、退職手当組合負担金を追加するものでございます。

次のページ、2(目)消防施設費は、補正額979万5千円を減額するものでございます。内訳については、12(節)委託料の531万9千円の減額は、右説明欄記載のとおり、片島分署

石綿分析調査委託料を入札効果により減額するものでございます。

17(節)備品購入費の619万1千円の減額は、右説明欄記載のとおり、いずれも入札効果により減額するものでございます。

24(節)積立金の171万5千円の追加は、右説明欄記載の各基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、4(款)1(項)公債費、2(目)利子、10万7千円の追加は、歳入でご説明いたしました令和6年度に実施した事業の組合債利子が確定したことによるものでございます。

次のページ、10ページ以下の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で「令和7年度飯塚地区消防組合補正予算(第1号)」の説明を終ります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長(江口 徹)

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(討論)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号「令和7年度飯塚地区消防組合補正予算 第1号」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第10号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

◎議長(江口 徹)

次に、議案第10号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長(篠崎 太望)

議案第10号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案は、令和7年8月7日付で国家公務員の給与についての人事院勧告が行われたので、これを参考にして本消防組合職員の給与を改定するため、本案を提出するものでございます。

給与に関する改正につきましては、構成市の給与条例改正にならい、人事院勧告を参考にして、「通勤手当の増額改定」、「月例給の増額改定」、「期末・勤勉手当の支給月数の増」を行っております。

このうち、月例給の増額改定につきましては、給料表全体の改定率として3.3%程度、引き上げるものでございます。

また、期末・勤勉手当支給月数の増につきましては、期末手当・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

次に具体的な内容につきましては、2ページの改正表をお開き願います。

今回の改正については、改正条例として第1条、第2条により改正しております。

はじめに改正条例第1条の「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例」の一部改正についてご説明いたします。

第16条の通勤手当の改正につきましては、第2項第2号のウの使用距離が片道10キロメートル以上からスの使用距離が片道60キロメートル以上までの通勤手当をそれぞれ引き上げるものでございます。

次に第26条の期末手当の改正につきましては、支給月数を0.025月分引き上げ、一般職員については、第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、次のページをお開きください。定年前再任用短時間勤務職員については、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」にそれぞれ改正するものでございます。

次に、第29条の勤勉手当の改正につきましては、期末手当と同様に0.025月分引き上げ、一般職員については、第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、定年前再任用短時間勤務職員については、同項第2号中の「100分の50」を「100分の52.5」にそれぞれ改正するものでございます。

5ページから19ページまでの別表第1及び別表第2については、国家公務員の俸給表にならい、消防職給料表及び行政職給料表を改めるものでございます。

続いて、20ページをお開き願います。

改正条例第2条の「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例」の一部改正につきましては、今回改正いたしました期末・勤勉手当それぞれ0.025月分の引き上げを令和8年度以降は、6月期と12月期の2期に振り分けることが必要となるため、期末・勤勉手当それぞれを今回の改正分0.025月分から0.0125月分引き下げて調整し、令和8年度以降を平準化するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、改正表でご説明いたします。

期末手当の改正につきましては、一般職員については第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、定年前再任用短時間勤務職員については、第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」にそれぞれ0.0125月分引き下げることで調整を行うものでございます。

勤勉手当の改正につきましても、期末手当と同様に、一般職員については、第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、定年前再任用短時間勤務職員についても、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」にそれぞれ0.0125月分引き下げることで調整を行うものでございます。

最後に附則についてご説明いたします。

附則第1項におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。ただし、支給率の平準化に関する第2条の規定は令和8年4月1日から施行することといたしております。

次に附則の第2項におきまして、本条例第1条による改正後の給与条例の規定は、遡って令和7年4月1日から適用することといたしております。ただし、給与条例第26条及び第29条の期末・勤勉手当の規定は令和7年12月1日から適用することといたしております。

以上で、議案第10号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第11号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

◎議長（江口 徹）

次に、議案第11号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第 1 1 号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の 2 2 ページをお開き願います。

本案は、本消防組合職員の給与を改定することに伴い、これを参考にして本消防組合会計年度任用職員の給与を改定するため、本案を提案するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、2 3 ページの改正表をご覧ください。

2 3 ページから 2 9 ページまでの別表第 1 については、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の改定にあわせて、行政職給料表を改めるものでございます。

次に 2 9 ページをお開き願います。

附則におきまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上で、議案第 1 1 号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討 論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 1 号「飯塚地区消防組合 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第 1 2 号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」

◎議長（江口 徹）

次に、議案第 1 2 号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第 1 2 号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由

と改正内容をご説明申し上げます。

議案書の30ページをお開き願います。

本案は、令和7年2月26日に発生した、大船渡市林野火災を受けて、同年8月29日付、総務省消防庁から火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付自消甲予発第73号）に規定する林野火災の予防に関する事項等について一部を改正する通知があったので、これを参考にして本消防組合の火災予防条例の一部を改正するため、本案を提出するものでございます。

主な改正内容につきましては、31ページをお開きください。

第28条第1項の改正につきましては、火災に関する警報について根拠法文を明確にするため追加し、同項第7号を削除しております。

次に、第3章の3は、「林野火災の予防」を新たに追加し、第28条の8第1項において、林野火災予防の実効性を高めるために、新たに「林野火災に関する注意報」の発令ができるようになり、同第2項において、当該注意報発令中に、火の使用の制限について努力義務が課せられることとなったものでございます。

次のページをお開きください。

同第3項において、前項の規定による火の使用の制限について対象となる区域を指定できるようになったものでございます。

次に、第28条の9において、林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発令した場合は、火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとなったものでございます。

次に、第41条の3の改正につきましては、改正に伴う文言の整理となっております。

次のページをご覧ください。

第44条第1項第1号の改正につきましては、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にし、また、第2項は、火災とまぎらわしい行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定することを新たに追加するものでございます。

次に、附則におきまして、この条例は令和8年1月1日から施行することといたしております。

以上で議案第12号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」についての説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△認定第1号「令和6年度 飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」

◎議長(江口 徹)

次に、認定第1号「令和6年度 飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長(篠崎 太望)

認定第1号、「令和6年度 飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についてご説明いたします。

議案書の34ページをお開き願います。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

歳入歳出決算の状況と施策の成果報告の概要をご説明申し上げます。35ページをご覧ください。

はじめに、1 決算規模でございますが、令和6年度の決算額は、27億6千768万2千円、歳出は、27億1千516万3千円であり、前年度決算額と比較しますと、歳入で、1千285万6千円の増、4.61%の増、歳出で1億2千85万2千円、4.66%の増となっております。

次に、2 決算収支につきましては、歳入歳出差引額、形式収支、及び実質収支額は5千251万9千円の黒字となっております。

また、令和6年度の実質収支額から、前年度の実質収支額、5千151万5千円を差し引いた、単年度収支額は、100万4千円の黒字となっております。

次に、3 歳入の概要でございますが、歳入決算額27億6千768万2千円の款別の構成比では、分担金及び負担金25億5千571万円の92.34%が最も高く、次に繰入金7千942万円の2.87%、寄付金3千500万円の1.26%等がこれに続いております。

歳入のうち、その大宗を占める分担金及び負担金のうち組合費負担金は、前年度より4千196万2千円増の25億4千280万4千円で、これは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の令和6年度地方交付税消防費基準財政需要額のうち常備消防費の100%に相当する額であります。

なお、飯塚市及び嘉麻市の組合負担金につきましては、平成28年度から令和2年度まで組合負担金算定にかかる過少請求があったので、その差額を令和3年度から令和7年度まで支弁するため、その当該年度分1億8千203万9千円を加算した額であります。

次のページをお開きください。

次に、4 歳出の概要でございますが、歳出決算額は27億1千516万3千円で、前年度決算額と比較して1億2千85万2千円、4.66%の増となっており、その款別の増減額は、議会費1万5千円の減、総務費4千791万1千円の減、消防費2億419万6千円の増、公債費3千541万7千円の増となっております。

次に性質別経費の状況は、人件費、19億6千477万7千円、構成比72.36%、物件費、1億5千392万4千円、構成比5.67%、補助費等、1千382万9千円、構成比0.50%、維持補修費、129万2千円、構成比0.05%、投資的経費、1億3千266万2千円、構成比4.89%、公債費、1億8千262万3千円、構成比6.73%、積立金2億6千605万6千円・構成比9.80%となっております。

次に、施策の成果についてであります、「5 事務事業の概要」以下に記載いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、「令和6年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」について、説明を終わります。

ご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（江口 徹）

次に、認定議案に対する監査委員の決算審査報告をお願いいたします。

田中武春監査委員

○監査委員（田中 武春）

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、先に組合長から審査に付されました、令和6年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、歳入歳出決算と付属書類の合規性、計数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に準拠した処理がなされ、令和6年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。

歳入総額27億6768万2千円に対しまして、歳出総額は27億1516万3千円で、歳入歳出差引額は5251万9千円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は5251万9千円の黒字となっております。

また、庄内元吉出張所の高規格救急自動車及び嘉麻分署の山岳支援隊用消防ポンプ自動車を実地見分しましたが、管理状況は良好でありました。

以上、簡単に申し述べましたが、細部につきましては、お手元の意見書をご覧いただきたいと存じます。

おわりに、近年は大雨、林野火災、地震など災害の多様化・大規模化が進み、広域的な連携

による消防力の強化が求められております。

また、地域住民の防災意識も一層高まっており、災害対応力の向上はこれまで以上に重要となっております。

こうした状況を踏まえ、飯塚地区消防組合では、直方・鞍手広域市町村圏事務組合と、令和8年4月から共同で消防指令センターを運用することにより、消防の連携・協力と経費削減を図り、効率的な消防体制の確立に努められているところであります。

今後も、住民の安心・安全を確保するため、限られた予算を効果的かつ効率的に活用し、より安全で安心な地域社会の実現に向けた取組が一層推進されることを期待いたします。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終了しましたが、質疑通告書の提出は、あつておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号「令和6年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり認定されました。

△ 一般質問

◎議長（江口 徹）

次に、一般質問ですが、一般質問の通告はあつておりませんので、一般質問を終結いたします。

△署名議員の指名

◎議長（江口 徹）

次に、署名議員を指名いたします。

7番 岩 永 利 勝 議員

10番 田 中 武 春 議員

△閉会

◎議長（江口 徹）

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和7年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前10時45分 閉会

●出席議員

(出席議員 11名)

1番 江口 徹	9番 奥山 亮一
2番 石原 浩二	10番 田中 武春
4番 林 英明	11番 藤間 隆太
6番 山本 真之	12番 吉松 信之
7番 岩永 利勝	13番 土居 幸則
8番 吉永 雪男	

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	花元 稔和
〃	吉田 達郎
〃	大石 巖生
〃	奥山 裕輔
〃	郷原 百合

●説明のため出席した者

組合長	武井 政一
副組合長	赤間 幸弘
副組合長	井上 利一
消防長	篠崎 太望
次長兼飯塚署長	坂田 潤治
参与兼予防課長	松岡 春樹
警防課長	岡松 則人
指令課長	高岩 伸親
総務課長	佐藤 康道
警防課長補佐	作本 靖彦
予防課長補佐	徳永 進一郎
副署長兼消防課長	河辺 英美
副署長兼警備課長	北代 英治
副署長兼警備課長	馬場 慎也
会計管理者	笹尾 清隆